

海外で治療を受けた際の手続きについて

公立学校共済組合千葉支部給付班

海外においてやむを得ず医療機関等で診療を受けた場合、日本の医療保険制度は適用されないため、全額自己負担することとなります。

この医療費については、後日、共済組合に請求することにより、総医療費の7割（就学前児童については8割）に相当する額を、「療養費」又は「家族療養費」として償還払いを受けることができます。

ただし、海外において支払った実費の7割（就学前児童については8割）がそのまま支給されるわけではありません。

具体的には、海外で支払った実費と、海外で受けた医療内容を日本の健康保険制度の保険診療に置き換えて算定した額とを比較し、低い方の金額の7割（就学前児童については8割）が支給されます。

なお、海外の医療費は日本に比べて非常に高額な場合が多いため、「海外療養費」として支給される額は、実際の支払額に比べて大幅に少なくなる実情がありますので御承知おきください。

提出書類

1. 療養費・家族療養費請求書：原本1部

個人別、診療月別、診療科別、入院、外来別に、請求書を作成してください。

※「療養に要した費用」欄に海外で支払った実費を記入し、請求金額は空欄のままです。

2. 診療内容明細書 様式A：原本1部

（歯科以外の保険医療機関・調剤薬局を受診した場合）

記入漏れがないよう医師に依頼してください。

※様式裏面に必ず邦訳を記載すること。

3. 歯科診療内容明細書 様式C：原本1部

（歯科の保険医療機関を受診した場合）

記入漏れがないよう医師に依頼してください。

※様式裏面に必ず邦訳を記載すること。

4. 領収明細書 様式B：原本1部

記入漏れがないよう医師に依頼してください。

※様式裏面に必ず邦訳を記載すること。

5. 領収書（原本）：1部

※外国語で記載されている場合必ず邦訳を記載すること。

6. 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実を証する書類の写し

7. 同意書

（共済組合が、海外の医療機関等に対して受診内容等を照会することに関するもの）

留意事項

- ・ 千葉県での勤務先の所属長の公印が必要となりますので、事務を通して手続きしてください。
- ・ 外国語で書かれた書類は必ず日本語の翻訳をつけてください。
- ・ 必要に応じて上記以外の書類を求める場合もあります。
- ・ 医療費の請求時効は支払をした時から2年間です。
時効が成立しますと、その医療費については支給できません。
領収日から2年以内に共済組合で請求書が受付される必要がありますので、手続きの際は御注意ください。
- ・ 書類作成にかかった費用（文書料）は支給対象外となります。

なお、次のような場合は、海外療養費を支給することができません

- ・ 交通事故等、第三者による怪我等の場合
加害者がいる場合、治療費は加害者が負担するべきものであるため、共済組合には請求できません。
- ・ 保険対象とならない医療行為等の場合
文書料や美容整形等、国内で健康保険の対象とならないものは支給対象外です。
- ・ 治療を目的として海外へ行った場合
海外療養費を請求できるのは、やむを得ず健康保険証を使用できなかった場合に限られます。治療を受けるために国外へ行った場合は支給できません。